

# 自動車騒音・道路交通振動にかかる環境基準等

## (1) 騒音

### ① 環境基準(道路に面する地域)

騒音に係る環境基準は地域の区分及び時間の区分ごとに表 2-1に掲げるとおりである。

表 2-1 環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

A地域:専ら住居の用に供される地域

(第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域)

B地域:主として住居の用に供される地域

(第一種・第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域)

C地域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(内陸部に限る)、但し臨港地区及び中央区神戸空港を除く)

ただし、「幹線交通を担う道路に近接する空間」(※1,2)については、表 2-1にかかわらず、特例として表 2-2 に掲げるとおりである。

表 2-2 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
70dB以下	65dB以下

(備考)

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときには、屋内へ透過する騒音にかかる基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

※1「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)自動車専用道路

※2「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

①2車線以下の車線を有する場合 道路端より15m以内の範囲

②2車線を超える車線を有する場合 道路端より20m以内の範囲

②要請限度

騒音に係る要請限度は地域の区分及び時間の区分ごとに表 2-3 に掲げるとおりである。

表 2-3 要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
1	a、b 区域で1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a 区域で2車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b 区域で2車線、c 区域で1車線以上を有する道路に面する区域	75dB	70dB

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

(備考) a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(神戸市にあっては神戸市長)が定めた区域をいう。

a 区域:専ら住居の用に供される区域

(第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域)

b 区域:主として住居の用に供される区域

(第一種・第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域)

c 区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(内陸部に限る)、但し、臨港地区及び中央区神戸空港を除く)

(2)振動

振動に係る環境基準は定められておらず、表 2-4 に示す要請限度が設定されている。

表 2-4 要請限度

区域の区分	昼間	夜間
	(午前8時～午後7時)	(午後7時～午前8時)
第一種区域	65dB	60dB
第二種区域	70dB	65dB

(備考)工業専用地域と臨港地区を除く地域について指定されており、区域の区分と都市計画法における用途地域との関係は、概ね下記のとおり。

第一種区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、田園住居地域

第二種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域